

# 守山区マスコットキャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、守山区マスコットキャラクター「モリスちゃん」(以下「キャラクター」という。)が次の各号のいずれかに沿って適正に使用されるよう、使用にあたっての取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

- (1) 守山区のPRにつながる事
- (2) 名古屋市守山区役所(以下「区役所」という。)の事業又は区役所の認めた関連事業を推進すること
- (3) その他守山区政の発展に資すると認められること

(用語の定義)

第2条 この規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 商品 販売を目的として製造した製品及びこれに準ずるものをいう。
- (2) 景品 商品等の販売促進やイベント等の参加者への配布を目的とした製品及びこれに準ずるものをいう。
- (3) 広告 商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(景品・広告宣伝など商品以外を目的とした使用の申込)

第3条 景品・広告宣伝など商品以外の用途でキャラクターを使用する場合は、「守山区マスコットキャラクターイラスト使用申込書(第1号様式)」(以下「使用申込書」という。)を名古屋市守山区長(以下「区長」という。)に提出し、承認を受けることとする。また、承認を受けた内容について変更しようとする場合も同様とする。ただし、次の各号に該当し、かつ図形を変更することなく平面で使用する場合は、本条の手続きを省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 学校等が教育目的で使用する場合
- (3) 新聞・テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 報道関係機関以外(機関紙や地域広報誌など)で、区役所がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (5) 本条に基づき、承認を受けた商品の広告に使用する場合
- (6) その他区役所が別に定める場合

(商品の製造及び販売を目的とした使用承認の申請)

第4条 商品の製造及び販売を目的としてキャラクターを使用しようとする者は、「守山区マスコットキャラクター使用承認申請書(第2号様式)」(以下「使用承認申請書」という。),「商品デザインシート(第3号様式)」を区長に提出し、その承認を受けること。使用承認の内容について変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項による使用期間は申請日より3年間を限度とする。なお、使用期間以降も継続して使用を希望する場合は、改めて使用承認申請書と商品デザインシートを提出し、承認を受けるものとする。

(承認基準)

第5条 区長は、前二条の使用申込書もしくは使用承認申請書を受理したときは、その内容を審査する。その結果、使用を承認する場合は、承認番号を付して「守山区マスコットキャラクターイラスト使用承認書」を交付するものとする。なお、区長は使用承諾にあたり必要な条件を付することができる。

2 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

- (1) 第1条各号の規定に合致しない場合
- (2) 守山区の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) キャラクターの正しい使用方法にしたがって使用しない恐れのある場合
- (7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (8) その他、承認することが不適当と認められる場合

(承認後の手続)

第6条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その商品の発売、景品の配布、広告の掲載等キャラクターを使用した完成品を公にする前に、区長に提出するものとする。ただし、物質の性質上の理由等により、完成品を提出することが困難な場合は、協議のうえ、イメージデータの提出等に替えることができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、使用に際して次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示するデザインガイドラインに従うこと。
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分に配慮すること。
- (3) J A S 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (4) キャラクターの使用に際し、その表情、様態等の一部であってもデザインガイドラインから変更しようとする場合は、事前に変更後のデザインについて区長に届け出て、承認を得ること。
- (5) 商品の製造及び販売を目的として使用しようとする者は、区長との間に別に守山区マスコットキャラクター使用許諾契約書を締結し、これを遵守すること。
- (6) 当該使用に係る承認を受けた物件の製作における過程、完成品の使用等にあたり事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。なお、当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、名古屋市は一切の責任を負わない。

(使用承認の取消)

第8条 区長はキャラクターの使用が承認基準又は承認内容に違反していると認められる場合は、使用承認を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規程により承認を取り消された者に対し、当該承認にかかる物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置を取ることができる。

- 3 区長は、承認を得ずにキャラクターを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置を取ることができる。
- 4 取消等による措置に伴い発生する経費は、使用者の負担とする。

(使用料)

第9条 使用者のキャラクターの使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第10条 区長及び名古屋市は、キャラクターの使用にかかる損失補償等一切の責任を負わない。

(事務局)

第11条 この規程にかかる事務は、区役所区政部総務課が行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに必要な事項は、区長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成24年2月28日から施行する。

(附則)

この規程は、平成25年3月31日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年7月7日から施行する。

(附則)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年10月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規定による改正前の守山区マスコットキャラクター使用規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づき提出されている申込書は、この規程による改正後の守山区マスコットキャラクター使用規程（以下「新規程」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に旧規程の規定に基づいて作成されている用紙は、新規程の規定にかかわらず、当面の間、使用することができる。